

🌸 令和7年度 就学援助制度のお知らせ 🌸

小・中学校又は義務教育学校に就学するお子様が、楽しく安心して学校生活を送れるよう、経済的にお困りのご家庭に、学用品費や給食費など就学に必要な費用の一部を援助します。

1 援助を受けられる世帯

次のいずれかに該当する保護者で、下欄の区分1～11のいずれかに該当する世帯

(1) 呉市に住所があり、小・中学校又は義務教育学校に在学する児童及び生徒（特別支援学級に入級されている方を含む）の保護者

(2) 令和7年4月に入学を予定する児童・生徒の保護者

区分	申請理由	証明書類
1	生活保護を受けている	不要
2	生活保護が停止又は廃止になった	不要
3	市民税が減免された	課税者の市県民税更生（賦課決定）通知書の写し
4	個人事業税が減免された	個人事業税減免決定通知書の写し
5	固定資産税が減免された	固定資産税賦課決定通知書の写し
6	国民年金保険料が全額免除された	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し （20～60歳の生計を共にする者全員分）
7	国民健康保険料が減免、徴収猶予された （世帯員全員が国保加入の場合に限る）	国民健康保険料減免・徴収猶予の決定通知書の写し
8	児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書の写し
9	生活福祉資金の貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し（令和7年度のもの）
10	雇用保険の失業給付を受けている	雇用保険受給資格者証の写し ※雇用保険受給者以外の世帯員については、所得等の審査を行うため所得・課税証明書（最新年度のもの）
11	経済的に困っている（市民税非課税を含む）	所得・課税証明書 ※最新年度のものを世帯員全員分（高校生以下・所得のない学生を除く）

- ・ 世帯とは、住民票が別であっても、同じ住所地に住んでいる方（同居人）を含みます。また、保護者が単身赴任等で住所地が異なる場合も同様です。
- ・ 審査は、申請時とは別に年に1回行います（提出書類はお返ししません）。
- ・ 申請理由に該当しなくなった場合は、支給済みの就学援助費のうち、該当しなくなった日以降の就学援助費を返還していただきます。

2 区分11のおおまかな申請目安 ※R7年度審査分より審査所得を増額しています。

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
生計同一者 全員の所得	約250万円	約310万円	約340万円	約360万円	約410万円	約450万円

世帯の年齢構成、住居の状況（持ち家・借家（家賃の額））によって異なります。

なお、認定となるか否かについての問い合わせには対応しておりません。

3 申請の方法

(1) 申請書の提出

就学援助を希望する方は、「就学援助費受給申請書」に必要事項を記入し、申請理由の証明書類と振込先口座の通帳の写しを添えて、お子様が在学（入学）する学校へ提出してください。現在就学援助を受けている方も、毎年度の申請が必要です。

※ 申請書は、学校又は学校教育課、呉市ホームページにあります。

(2) 申請書の受付期間

◆ 新入生（入学前支給を希望する方） **令和7年1月10日（金）～1月27日（月）**

◆ 在校生 **令和7年1月28日（火）～2月25日（火）**

- ・ 4月認定は4月15日（火）までに学校が受理し、認定された方に限ります。
- ・ 上記の締切以降も申請は随時受け付けます（学校の受理期限は令和8年2月27日）。
- ・ 年度途中から認定された方へは、学校が受理した日が月初め～15日までは申請月から、16日～月末までは翌月から支給します。

（留意事項）

- ・ 指定学校を変更する予定のある方は、指定学校変更許可後に申請してください。なお、上記期間以降に申請した場合、新入生の新入学学用品費の支給（4月認定のみ）は入学後となります。
- ・ 市外へ転出し、転出先の学校へ入学予定の方は、転出後に住所地の教育委員会で申請してください。

4 認定の通知

4月15日（火）までに学校が受理し、認定された方は、4月末までに、学校を通じて認定通知書を送付します。年度途中で申請された方は、認定後、随時送付します。

5 援助の内容 ※内容、金額は変更する場合があります。

費 目	小 学 校		中 学 校		備 考
	義務教育学校前期課程		義務教育学校後期課程		
① 新入学学用品費	1年	57,060円	1年	63,000円	4月認定のみ支給
② 学用品費等	1年	13,230円	1年	25,040円	年度途中の認定の場合は、 月割りで支給
	2～6年	15,500円	2～3年	27,310円	
③ 校外活動費 （宿泊を伴うもの）	実費（限度額3,690円）		実費（限度額6,210円）		実施後、翌月以降に支給
④ 修学旅行費	実費（限度額29,500円）		実費（限度額60,910円）		実施後、翌月以降に支給
⑤ 学校病医療費	全 額		全 額		
⑥ 学校給食費	全 額		全 額		

- ・ 新入学学用品費の入学前支給は、令和7年3月19日（水）の予定です。なお、令和7年4月1日時点で認定要件を満たしていない場合は、返還していただきます。
- ・ 給食費、医療費を除き、原則保護者の指定した口座へ振り込みます。
- ・ 学用品費等は、年4回（5月、8月、11月、2月）に分けて支給します。
- ・ 学校病医療費は、中耳炎や虫歯など支給対象となる病気に限りがあります。
- ・ 生活保護を受給している方は、費目④、⑤が支給対象です。
- ・ 呉市立以外の学校に在学（入学）する児童・生徒は費目①～④が支給対象です。



問い合わせ先

お子様が在学（入学）する学校 または
教育委員会学校教育課（☎0823-25-3568 呉市中央4丁目1番6号 市役所8階）